議案第56号

取手市印鑑条例及び取手市手数料条例の一部を改正する条例について

取手市印鑑条例(平成3年条例第26号)及び取手市手数料条例(平成11年条例第23号)の一部を別紙のとおり改正する。

平成29年12月1日提出

取手市長 藤井信吾

### 提案理由

平成30年3月末日をもって取手庁舎及び藤代庁舎に設置している自動交付機を 廃止することに伴い、印鑑登録の手続に関する規定並びに印鑑登録証明書及び住民票 の写しの交付手数料に関する規定を整理するため、本条例の一部を改正するものです。 (取手市印鑑条例の一部改正)

(印鑑登録証明書の交付申請)

第1条 取手市印鑑条例(平成3年条例第26号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する

すように改正する。	
改正後	改正前

第12条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)に、個人番号カードを使用して自ら暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

(印鑑登録証明書の交付申請)

第12条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものを使用して自ら暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

- (1) 自動交付機(市の電子計算機と電気 通信回線で接続された市が設置する端 末機で,利用者自らが必要な操作を行う ことにより,証明書等を自動的に交付す る機能を有するものをいう。以下同じ。) により交付を受ける場合 印鑑登録証
- (2) 多機能端末機(市の電子計算機と電 気通信回線で接続された民間事業者が 設置する端末機で,自動交付機に類する 機能を有するものをいう。)により交付 を受ける場合 個人番号カード

(印鑑登録証の暗証番号の登録)

- 第14条 第12条第3項の規定により印鑑登 録証を使用して印鑑登録証明書の交付を 申請し、その交付を受けようとする者は、 あらかじめ自ら市長に暗証番号の登録の 申請をしなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があった ときは、規則で定めるところにより、当該

登録申請者が本人であること及び当該申 請が本人の意思に基づくものであること を確認したのち、当該暗証番号を登録する ものとする。

(暗証番号の登録の変更)

- 第15条 前条第2項の規定により暗証番号 の登録を受けた印鑑登録者(以下「暗証番 号登録者」という。)は、当該暗証番号の 登録を変更しようとするときは、自ら市長 に当該暗証番号の登録の変更の申請をし なければならない。
- 2 前条第2項の規定は、暗証番号の登録の 変更の申請の確認について準用する。
- 3 市長は、前項において準用する前条第2 項の規定による確認をしたときは、当該暗 証番号の登録を変更するものとする。 (暗証番号の登録の廃止)
- 第16条 暗証番号登録者は、当該暗証番号 の登録を廃止しようとするときは、自ら市 長に当該暗証番号の登録の廃止の届出を しなければならない。
- 2 市長は、前項に規定する届出があったと きは、当該暗証番号の登録を抹消するもの とする。

第 17 条から第 21 条まで (略)

<u>第14条から第18条まで</u> (略)

(取手市手数料条例の一部改正)

第2条 取手市手数料条例 (平成11年条例第23号) の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示 すように改正する。

#### 改正前(対応する改正後の欄はこの欄の次に記載)

#### 別表第1(第2条関係)

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)及び(2) (略)	(略)	(略)
(3) 印鑑登録証明書の交付	印鑑登録証明 書交付手数料	ア (略) イ <u>自動交付機(市の電子計算機と</u> 電気通信回線で接続された市が設

		置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、住民票の写し等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。)及び多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、自動交付機に類する機能を有するものをいう。以下同じ。)により交付するもの 1件 200円
(4)から(8)まで (略)	(略)	(略)
(9) 住民基本台帳法(昭和42 年法律第81号)第12条第1項 並びに第12条の3第1項,第2 項及び第8項の規定による 住民票の写しの交付	住民票の写し の交付手数料	ア (略) イ <u>自動交付機及び</u> 多機能端末機に より交付するもの 1 件 200 円
(10)から(123)まで (略)	(略)	(略)

## 改正後(対応する改正前の欄はこの欄の前に記載)

# 別表第1(第2条関係)

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)及び(2) (略)	(略)	(略)
(3) 印鑑登録証明書の交付	印鑑登録証明 書交付手数料	ア (略) イ 多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で,利用者自らが必要な操作を行うことにより、住民票の写し等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。)により交付するもの1件 200円
(4)から(8)まで (略)	(略)	(略)
(9) 住民基本台帳法(昭和42 年法律第81号)第12条第1項 並びに第12条の3第1項,第2 項及び第8項の規定による 住民票の写しの交付	住民票の写しの交付手数料	ア (略) イ 多機能端末機により交付するも の 1件 200円
(10)から(123)まで (略)	(略)	(略)

付 則 この条例は、平成30年4月1日から施行する。